

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県水産振興基本計画(案)
意見募集の趣旨	<p>県や県民、全ての水産業等に関わる人々が連携し、水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興を図るため、平成31年3月に「静岡県水産振興条例」（平成31年静岡県条例第56号）が制定されました。</p> <p>本条例の第7条第1項に基づき、水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、これらの振興に関する基本的な計画を定めるものです。</p>
意見の提出期間	令和7年12月25日（木）～令和8年1月26日（月）まで
意見の提出方法	<p>電子メール、郵送又はファクシミリのいずれかの方法で意見書を提出してください。</p> <p>*様式は自由です。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>○電子メール suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp</p> <p>○郵送 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課</p> <p>○ファクシミリ 054-221-2865</p>
問い合わせ先	静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課 電話番号 054-221-2345
備考	いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページにおいてお示します。 個別の回答はいたしませんので、御了承ください